十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条並びに第二十四条第一項及び第三項中「主宰者」とあるのは「海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会」と、同法第十八条第二項中「前項」とあるのは「漁業法第八十九条第六項（漁業法施行令第九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」と、「当事者等」とあるのは「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）」と、同法第十八条第三項及び第二十四条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十八条第三項中「前二項」とあるのは「漁業法第八十九条第六項及び前項」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

2　法第八十九条第六項の規定は、前項において準用する行政手続法第十七条第二項に規定する参加人であつて、法第八十六条第一項、第八十九条第一項、第九十二条第一項若しくは第二項若しくは第九十三条第一項の規定（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、法第百十六条第二項若しくは第三項若しくは第百六十九条第二項の規定又は法第百七十七条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分がされた場合に自己の利益を害されることとなるものについて準用する。

3　前二項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が行う第一項に規定する意見の聴取に関し必要な事項は、それぞれ海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会が定める。

（認定協定の変更等）

第十条　認定協定（法第百二十六条第一項に規定する認定協定をいう。以下この条において同じ。）に参加している者は、当該認定協定において定めた事項について変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、法第百二十四条第一項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事から当該変更の内容が適当である旨の認定を受けなければならない。

2　認定協定に参加している者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その内容を法第百二十四条第一項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3　法第百二十五条第一項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

4　法第百二十四条第一項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事は、当該認定に係る認定協定の内容（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）が法第百二十五条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つた場合又は当該認定協定に参加している者が第一項若しくは第二項の規定に違反した場合は、当該認定を取り消すことができる。

5　認定協定に参加している者は、当該認定協定を廃止したときは、遅滞なく、法第百二十四条第一項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（漁業監督官の資格）

第十一条　次の各号のいずれかに該当する者でなければ、法第百二十八条第一項の漁業監督官となることができない。

一　通算して一年以上漁業に関する法令の励行に関する事務に従事した経験がある者

二　通算して二年以上漁業に関する行政事務に従事した経験がある者

三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（同法第百八条第三項の短期大学を含む。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第九条第一項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学校又は独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第三百三十三号）第六十四条の規定による改正前の農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第百八十三条第一項の水産大学校において法律又は水産に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

（海区漁業調整委員会の所在地）

第十二条　海区漁業調整委員会の事務所の所在地は、都道府県知事が定める。

2　都道府県知事は、前項の規定により所在地を定めたときは、これを公示する。

（会長の職務）

第十三条　漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2　漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

第十四条から第二十四条までを削る。

第二十五条を第十四条とし、第二十六条を第十五条とする。

第二十七条中「第百十条第二項」を「第百五十二条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第二十八条の前の見出しを削り、同条中「第百十八条第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同条第二号中「第八十四条第一項」を「第六十条第五項第二号」に改め、同条を第十七条とし、同条に見出しとして「（漁業調整委員会の費用に係る交付金）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（内水面漁場管理委員会を置かないことができる都道府県）

第十八条　法第百七十一条第一項ただし書の政令で定める都道府県は、沖縄県とする。

第二十九条第一項中「第百三十二条において」を「第百七十三条において読み替えて」に、「第百十八条第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同項第三号中「第八条第三項」を「第六十条第五項第五号」に改め、同条を第十九条とし、同条に見出しとして「（内水面漁場管理委員会の費用に係る交付金）」を付し、同条の次に次の見出し及び三条を加える。

（農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限等）

第二十条　法第百八十三条第一項の規定により農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、法第六十二条第一項（同条第二項第一号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第六十四条第一項から第四項まで及び第六項（これらの規定を同条第八項及び法第六十七条第二項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十九条第一項、第七十条（法第七十六条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条第六項及び第七項、第七十六条第一項、第七十八条第二項及び第三項、第七十九条第一項ただし書及び第三項、第八十条、第八十六条第一項及び第二項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。）、第八十七条（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第八十九条第一項（法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項（法第八十八条第四項並びに第九十二条第三項及び第九十三条第三項（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定、法第九十条、第九十一条、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条の規定（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）並びに法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

2　農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

3　農林水産大臣は、法第百八十三条第一項の規定により漁場を管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会に通知しなければならない。